

第3回 名寄市農業委員会総会（令和7年3月）会議録

日 時 令和7年3月27日（木）

午後4時00分 開始

午後5時10分 終了

開催場所 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

日程表及び審査結果

日程	議案内容	議 件 名	件数	審査結果
第1		会議録署名委員の指名について		
第2	報告第1号	風連地区農地小委員会報告について		
第3	議案第1号	設定された権利の合意解約について	12件	承認
第4	議案第2号	農用地利用集積計画の作成について	21件	承認
第5	議案第3号	農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について	9件	承認
第6	議案第4号	農地法第5条第1項の規定に係る許可申請について	2件	承認
第7	議案第5号	土地の現況証明願いについて（追加）	1件	承認
第8	報告第2号	農地利用集積計画の変更について	3件	
第9	報告第3号	農地法第5条転用工事完了報告	2件	

第3回 名寄市農業委員会総会出席者名簿

1番 飯村規峰	10番 高橋尚幹	19番 村中洋一
2番 小川和則	11番 横田浩二	20番 北野雅嗣
3番 又村裕司	12番 越孝則	21番 藤野修一
4番 山上 瞳	13番 沼田清憲	22番 新田 司
5番 上手浩幸	14番 住田美紀	23番 小田桐正彦
6番 竹部裕二	15番 林 秀典	24番 伊藤貴美
7番 鈴木康裕	16番 菅原一徳	25番 安達啓治
8番 南原政幸	17番 菊池愛子	26番 中野寿子
9番 鈴木英二	18番 清水康史	27番 菅野真記子

第3回 名寄市農業委員会定例総会 会議録

日 時 令和7年3月27日（木）午後4時00分

会 場 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

事務局長： 委員の皆様には大変お忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。
それでは、令和7年第3回農業委員会総会の開催にあたりまして、沼田会長からご挨拶
をいただき、その後の議事進行についても、よろしく願いいたします。

議 長： 本日は何かとお忙しいなか、総会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。
それでは、令和7年第3回の名寄市農業委員会総会を開会いたします。
本日、委員定数27名中、委員27名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第
3項 在任委員の過半の出席となっていますので、総会は成立することを宣言いたします。

議 長： **日程第1、「会議録署名委員の指名について」**を議題に供します。会議録署名委員は、20
番 北野委員、21番 藤野委員の両名を指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって会議録署名委員は、北野委員、藤野委員に決定いたしました。

議 長： **日程第2、報告第1号「風連地区農地小委員会報告について」**です。
新田小委員会委員長より報告をお願いします。

新田委員： 令和7年3月27日風連庁舎3階中会議室にて開催いたしました。法人認定の可否につ
いて、審議の対象である法人代表の〇〇〇〇氏及び〇〇〇〇氏から説明を求め、その後、出
席委員による審査を行っています。農地法第2条第3項に規定される要件を審査したとこ
ろ、全ての要件において的確であると認められました。

議 長： 報告第1号「風連地区農地小委員会報告について」の報告がありました。

議 長： 続きまして、**日程第3、議案第1号「設定された権利の合意解約について」**を議題に供し
ます。**番号38番から番号40番**を一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事：（議案第1号 番号38番から番号40番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
番号38番から番号40番を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号38番から番号40番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号41番、番号42番**は北野委員、菅野委員が農業委員会等に関する法律
第31条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席を願います。
暫時休憩します。（16：07）

議 長： 議事を再開いたします。(16:07)
番号41番、番号42番を一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事： (議案第1号 番号41番、番号42番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。番号41番、番号42番を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号41番、番号42番は原案のとおり決定いたしました。暫時休憩といたします。(16:09)

議 長： 議事を再開いたします。(16:09)

議 長： 続きまして、**番号43番から番号49番**までを一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事： (議案第1号 番号43番から番号49番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。番号43番から番号49番を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号43番から番号49番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**日程第4、議案第2号「農用地利用集積計画の作成について」**を議題に供します。始めに**売買**の審査を行います。**番号62番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事： (議案第2号 番号62番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

新田委員： はい。

議 長： 新田委員。

新田委員： 22番 新田です。番号62番について説明します。今月13日に、沼田委員、又村委員、私と事務局であっせん委員会を開催いたしました。所在については、地図の8ページをご覧ください。ピンクのマーカで瑞生とあります。上の二十五線の東一号と東二号の間付近が所在地になります。本件は議案第1号で合意解約した農地であり、〇〇〇〇さんから申出があり、近隣で耕作している〇〇〇〇さんが買受することとなりました。価格については、圃場が大きいですが、泥炭地で畔も痩せており崩れている箇所があることから10a当り田160千円、畑10千円での売買となりました。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、新田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号6 2番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号6 2番を原案のとおり決定することにいたしました。

議 長： 続きまして、**貸借**の審査をいたします。**番号6 4番、番号6 5番**は私が農業委員会等に関する法律第3 1条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席いたします。暫時休憩します。（1 6：1 1）

議 長： 議事を再開いたします。（1 6：1 2）
番号6 4番、番号6 5番を一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事：（議案第2号 番号6 4番、番号6 5番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。

議 長： 番号6 4番、番号6 5番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号6 4番、番号6 5番を原案のとおり決定いたしました。席移動のため暫時休憩といたします。（1 6：1 7）

議 長： 議事を再開いたします。（1 6：1 8）
続きまして、**番号6 6番から番号7 2番**までを一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事：（議案第2号 番号6 6番から番号7 2番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。

議 長： 番号6 6番から番号7 2番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号6 6番から番号7 2番を原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号7 3番**を審査いたします。
事務局の説明を求めます。

高松主事：（議案第2号 番号7 3番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

小田桐委員： はい。

議 長： 小田桐委員。

小田桐委員： 2 3番 小田桐です。番号7 3番について説明します。所在については、地図の5ページをご覧ください。中央左側に豊栄があります。その東の風連別川に突き当たる付近が所在

地になります。本件は、賃貸の更新をする案件です。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、小田桐委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号73番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号73番を原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号74番、番号75番**を一括して審査いたします。
事務局の説明を求めます。

高松主事：（議案第2号 番号74番から番号75番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

南原委員： はい。

議 長： 南原委員。

南原委員： 8番 南原です。番号74番、番号75番について説明します。74番は新規の賃貸借となりまして、議案第1号で〇〇〇〇さんと解約して農地を〇〇〇〇さんが賃貸借する案件となります。所在については、地図の6ページをご覧ください。ピンクのマーカーで智恵文とあり、その上にお寺の記号があります。その左側周辺が所在地となります。番号75番は賃貸の更新の案件になっています。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、南原委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号74番、番号75番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号74番、番号75番を原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号76番、番号77番**を一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事：（議案第2号 番号76番、番号77番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

菅原委員： はい。

議 長： 菅原委員。

菅原委員： 16番 菅原です。番号76番、番号77番について説明します。所在については、地図の

8ページをご覧ください。番号76番ですが、中央下に国道40号と黄色のマーカールあります。「国」の文字の右側付近が西町の地番の所在地となります。その下付近が中央の地番の所在地となります。〇〇〇〇さんの農地を合同会社〇〇〇〇さんに賃貸借する案件となります。続きまして、番号77番ですが、国道右にピンクのマーカールで緑町とあり、その下が所在地となります。本案件は、〇〇〇〇さんが合同会社〇〇〇〇に賃貸借する案件となります。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、菅原委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号76番、番号77番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号76番、番号77番を原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、番号78番、番号79番を一括して審査いたします。
事務局の説明を求めます。

高松主事： （議案第2号 番号78番、番号79番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありますか。

新田委員： はい。

議 長： 新田委員。

新田委員： 22番 新田です。番号78番、番号79番について説明します。所在については、地図の8ページをご覧ください。中央にピンクのマーカールで北栄町とあり、そこから西に700m程進んだ付近が番号78番の所在地となります。議案第1号で合意解約した農地を新規で賃貸借する案件となります。番号79番は議案第2号番号62番の北側が所在地となります。〇〇〇〇さんの体調不良に伴い、〇〇〇〇さんと新規で賃貸借する案件となります。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、新田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありますか。

議 長： 意見がないようですので、番号78番、番号79番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号78番、番号79番を原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、番号80番、番号81番を一括して審査いたします。
事務局の説明を求めます。

高松主事： （議案第2号 番号80番、番号81番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

藤野委員： はい。

議 長： 藤野委員。

藤野委員： 21番 藤野です。番号80番、番号81番について説明します。番号80番は議案第1号で合意解約した農地を法人設立した〇〇さんが賃貸借する案件になります。番号81番については、法人設立に伴い、〇〇〇〇さんの農地を合同会社〇〇〇〇さんで賃貸借する案件となります。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、藤野委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号80番、番号81番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号80番、番号81番を原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号82番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事： (議案第2号 番号82番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

上手委員： はい。

議 長： 上手委員。

上手委員： 5番 上手です。番号82番について説明します。所在については、地図の8ページをご覧ください。ピンクのマーカで北栄町とあり、西側の老人ホームと書いてある付近が所在地となります。本件は、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんが新規で賃貸借する案件となります。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、上手委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号82番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号82番を原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号83番**を審査いたします。
事務局の説明を求めます。

高松主事： (議案第2号 番号83番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

横田委員： はい。

議 長： 横田委員。

横田委員： 11番 横田です。番号83番について説明します。所在については、地図の9ページをご覧ください。ピンクのマーカーで日進とあります。右下に御料七線と御料八線を斜めにつなぐ市道があり、その付近が所在地となります。〇〇〇〇さんはすでに離農されていますが、残地があり新規の賃貸借となります。ご審議の程よろしくお願います。

議 長： ただいま、横田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号83番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号83番を原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**日程第5、議案第3号「農地法第3条第1頂の規定に係る許可申請について」**を議題に供します。**番号65番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

熊田係長： (議案第3号 番号65番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

鈴木康裕委員： はい。

議 長： 鈴木康裕委員。

鈴木康裕委員： 7番 鈴木です。番号65番について説明します。所在については、地図の7ページをご覧ください。黄色のマーカーで道道日進名寄線があり、「道道」の周辺が所在地となります。本案件は、相続農地を処分する案件となります。ご審議の程よろしくお願います。

議 長： ただいま、鈴木康裕委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号65番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号65番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号66番**を審査いたします。
事務局の説明を求めます。

熊田係長：（議案第3号 番号66番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

竹部委員： はい。

議 長： 竹部委員。

竹部委員： 6番 竹部です。番号66番について説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親子関係にあり、別々で営農しておりましたが、農業情勢の変化や〇〇〇〇さんの体調を考慮し、経営を統合した方がいいと判断され、新規の使用貸借をする案件となります。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、竹部委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号66番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号66番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、番号67番から番号69番までを一括して審査いたします。
事務局の説明を求めます。

熊田係長：（議案第3号 番号67番から番号69番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

越 委員： はい。

議 長： 越委員。

越 委員： 12番 越です。番号67番から番号69番について説明します。所在については、地図の6ページをご覧ください。黄色のマーカーで十二線とあります。下の方に向かって天塩川にあたる付近が番号67番の所在地となります。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親戚の関係にあり、〇〇〇〇さんに売却する案件となります。続きまして番号68番ですが、黄色のマーカーの十二線の下に智恵文沼とあります。その付近が所在地となります。番号67番と同様の案件となります。番号69番については、黄色のマーカーで七線と八線とありますが、その間付近が所在地となります。以前から〇〇〇〇さんと賃貸借しており、本案件で売買することとなりました。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、越委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号67番から番号69番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号67番から番号69番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号70番**は、北野委員と菅野委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席願います。
暫時休憩します。(16:51)

議 長： 議事を再開いたします。(16:52)
それでは番号70番を審査いたします。事務局の説明を求めます。

熊田係長： (議案第3号 番号70番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

南原委員： はい。

議 長： 南原委員。

南原委員： 8番 南原です。番号70番について説明します。所在については、地図の6ページをご覧ください。真ん中に智恵文ICと書いてあります。「智」の文字の上付近に所在地があります。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんで賃貸借していた農地を売買する案件となります。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、南原委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号70番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号70番は原案のとおり決定いたしました。
暫時休憩といたします。(16:53)

議 長： 議事を再開いたします。(16:53)
続きまして、**番号71番**、**番号72番**を一括して審査いたします。
事務局の説明を求めます。

熊田係長： (議案第3号 番号71番、番号72番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

新田委員： はい。

議 長： 新田委員。

新田委員： 22番 新田です。番号71番、番号72番について説明します。所在については、議案第2号、番号78番付近が所在地となります。〇〇〇〇さんが〇〇〇〇の子会社となったことに伴う賃貸借及び使用貸借となります。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、新田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号71番、番号72番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号71番、番号72番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号73番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

熊田係長： (議案第3号 番号73番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

安達委員： はい。

議 長： 安達委員。

安達委員： 25番 安達です。番号73番について説明します。所在については、地図の9ページをご覧ください。黄色マーカーで二十三線とありますが、道道旭名寄線と交わったところの西付近が所在地となります。本案件は、〇〇〇〇さんの残地処分に伴い、〇〇〇〇さんと売買する案件となります。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、安達委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号73番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号73番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**日程第6、議案第4号「農地法第5条第1項の規定に係る許可申請について」**を議題に供します。**番号7番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

熊田係長： (議案第4号 番号7番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

小田桐委員： はい。

議 長： 小田桐委員。

小田桐委員： 23番 小田桐です。番号7番について説明します。所在については、地図の7ページをご覧ください。ピンクのマーカーで共和とあります。その下に二十線があり、西に進みタ

ヨロマ川の左付近に所在地があります。本件は、砂利の層が大きく、土地改良のための砂利採取をする案件となります。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長： ただいま、小田桐委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号7番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号7番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号8番**は私から意見があるため席移動につき暫時休憩といたします。
(17:02)

議 長： 議事を再開いたします。(17:02)
事務局の説明を求めます。

熊田係長： (議案第4号 番号8番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

沼田委員： はい。

議 長： 沼田委員。

沼田委員： 13番 沼田です。番号8番について説明します。所在については、地図の8ページをご覧ください。下の方に二十九線と黄色のマーカールがあります。「十」と「九」の文字の間の南側付近が所在地となります。本件は、住宅の新築に伴う転用の案件です。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長： ただいま、沼田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号8番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号8番は原案のとおり決定いたしました。
席移動のため暫時休憩といたします。(17:04)

議 長： 議事を再開いたします。(17:05)
続きまして、**日程第7、議案第5号「土地の現況証明願いについて(追加)」**を議題に供します。事務局の説明を求めます。

高松主事： (議案第5号 番号34番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

林 委員： はい。

議 長： 林委員。

林 委員： 15番 林です。番号34番について説明します。土地の所在ですが、地図の9ページをご覧ください。ピンクのマーカーで三十線とあります。そこから東に進みますと道路が南に曲がっておりまして、そこから東に向かって細い道路があり、800m程東に進んだ付近の南側が所在地となります。周囲が山林となっており、農地として利用できない状態となっております。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、林委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号34番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号34番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、日程第8、報告第2号「農用地利用集積計画の変更について」を議題に供します。番号1番から番号3番まで事務局の説明を求めます。

熊田係長： (報告第2号 番号1番から番号3番を読み上げ説明する。)

議 長： 番号1番から番号3番まで「農用地利用集積計画の変更について」報告がありました。

議 長： 続きまして、日程第9、報告第3号「農地法第5条転用工事完了報告」を議題に供します。番号4番について林委員より報告をお願いします。

林 委員： 15番 林です。番号4番について報告いたします。昨年6月から始まりました〇〇〇〇さんの住宅工事について完了していることを確認しましたのでご報告いたします。

議 長： 番号4番について、「農地法第5条転用工事完了報告」がありました。

議 長： 続きまして、番号5番について横田委員より報告をお願いします。

横田委員： 11番 横田です。番号5番について報告いたします。所在は地図の9ページをご覧ください。黄色のマーカーで書かれた道道下川風連線と御料四線の交わった右上付近が所在地となります。今月22日に現地を確認したところ、育成牛舎が建設されていました。工事について完了していることを確認しましたのでご報告いたします。

議 長： 番号5番について、「農地法第5条転用工事完了報告」がありました。

議 長： 以上で提案しました議案審議は終了しました。

その他、みなさんから何かございますか。

特に無いようですので、以上で第3回名寄市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後5時10分 閉会)

会 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____